

文化芸術、スポーツ等に携わる中小企業、個人事業者の皆様も対象です。

京都市中小企業等再起支援補助金

受付 令和3年7月30日(金)まで

感染症対策や事業継続のための新たな取組の経費に幅広くお使いいただけます!

一例

まずは感染症対策

- 消毒液・マスク・空気清浄機
- パーテーション
- 仕切り板
- サーモグラフィー など

事業・経営改革

- ネット販売のシステム構築
- テレワーク導入のためのパソコン・タブレット
- 経営改革に向けたコンサルティング等
- キャッシュレス対応 など

販路開拓、売上向上、事業継続を図るための取組

- 新商品の開発
- HP制作・広告
販売促進用のチラシ作成
- 従業員等のスキルアップ研修
- 店舗改装費等 など

補助上限額

1事業者・団体につき

法人・団体 **15万円**
個人事業者 **10万円**

補助率

3 / 4以内

対象者

①京都市内に本社・本店を有する中小企業・小規模事業者や、フリーランスを含む個人事業者で、**時短要請協力金の対象とならない方**のうち、令和2年12月～令和3年3月の間の任意のひと月の売上が対前年又は前々年同期比50%以上減少している方

※令和2年4月以降に創業された方の場合には、令和2年12月～令和3年3月の間の任意のひと月の売上が直前3か月間の平均と比較して50%以上減少している方

※令和3年4月25日以降の休業要請等で、新たに時短・休業要請に係る協力金の対象となる方は申請可能です。

※NPO法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、宗教法人、農事組合法人等の法人を含みます。

②次のいずれかを満たす商店会、業界団体

- 主たる事業所を市内に設けていること
- 構成員の半数以上が市内に事業所等を設けていること

補助対象となる経費

令和3年3月1日(月)～令和3年7月16日(金)

の間に支払い、納品、完了等がなされた経費(裏面の「Q2:補助対象とならない経費」を除きます。)

府内調達割合

申請された経費の3分の2以上は、**京都府内で購入等**をされた経費である必要があります。3分の2に満たない場合は申請できませんので御注意ください。

申請方法

(事後申請方式)申請書に領収書と納品書などを添えて、郵送又はWEB申請フォームで申請してください。

※申請は1事業者・団体1回限りです。

郵送先 〒604-8799 中京郵便局留め

「京都市中小企業等再起支援補助金」事務局 宛て

申請書 ホームページからダウンロード
区役所・支所等にて配布

申請書・申請フォームはこちら



お問い合わせ先

「京都市中小企業等再起支援補助金」事務局

TEL 0570-003-756 9:00~17:00(土日祝日除く)

 京都市
CITY OF KYOTO

京都市印刷物 第034212号 令和3年6月発行
発行：産業観光局地域企業支援策活用推進室

京都市中小企業等再起支援補助金 Q&A

Q1 人件費や家賃も申請できますか？

A 令和3年3月1日以降の新たな雇用や契約に係る京都府内在住者の人件費や京都市内に所在する物件の家賃は申請することができます。
(これまでから継続した雇用や契約に係るものは申請できません。)

Q2 補助対象とならない経費はありますか？

A 主なものは次のとおりです。

- 上記を除く人件費・家賃等の固定経費
- 光熱水費(電気料金,水道料金,ガス料金等)
- 電話料金,インターネット回線通信料及び郵送料
- レンタル・リース費
(レンタル・リース期間の始期及び終期が事業実施期間内にあるものを除く)
- 割賦払い代金
- 損失補てん,借入れに伴う支払い利息
- 公租公課
- 不動産購入費,不動産賃借に伴う敷金,礼金,更新料及び原状回復費
- 官公署に支払う手数料等
- 飲食・接待費
- 交通費(鉄道,飛行機,タクシー,高速利用代,ガソリン代等) 宿泊費,燃料費
- 税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用
- 補助金・助成金・協力金などの申請書類作成のために支払う費用
- 金券(商品券,ビール券,交通券等),印紙購入に要する費用
- 車両購入費用(自動車,バイク,自転車等)
- 各種会費及び入会金
- 廃棄物処理関係費用
- 専ら娯楽や趣味等のためと考えられる費用
(ゲーム機,楽器,書籍,漫画,雑誌,玩具,愛玩動物,観賞用植物,理美容関連費用等)
- 福利厚生に係る経費
- 雇用削減を伴う事業に係る経費
- その他公的資金の使途として社会通念上不適切と認められる費用

Q3 既に購入した物品や機器の費用についても申請可能ですか？

A 申請可能ですが,令和3年3月1日以降に支払われた経費のみが対象となります。
既に購入された消毒液やマスクの費用など,幅広くお使いいただけます。

中小企業庁 中小法人・個人事業者のための 月次支援金

申請期間	4月・5月分：2021年6月中下旬～8月中下旬 6月分：2021年7月1日～8月31日
給付額	中小法人等 上限20万円/月 個人事業者等 上限10万円/月 を支給します。 2019年又は2020年の基準月※1の売上 - 2021年の対象月※2の売上 ※1 基準月：以下の対象月と同じ, 2019年又は2020年の月 ※2 対象月：緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち, 各措置の影響を受けて, 2019年又は2020年の同月比で, 売上が50%以上減少した2021年の月
給付対象	①と②を満たす事業者(地方公共団体による対象月における休業・時短営業の要請に伴う協力金の支給対象となっている事業者(休業を要請された大規模施設内のテナントを含む。))は, 給付対象外です。 ①緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること※3 ②2021年の対象月の売上が, 2019年又は2020年の同月比で50%以上減少していること ※3 2021年4月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う休業又は時短営業の要請を受け, 休業又は時短営業をしている飲食店と直接・間接の取引があること, 又は不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けていること。

【詳細については, 必ず以下の相談窓口又はホームページでご確認ください】

月次支援金相談窓口

月次支援金ホームページ

 0120-211-240

 IP電話専用回線 03-6629-0479

月次支援金

検索

https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html



受付時間 8:30-19:00(土日・祝日含む全日)

※電話番号のお掛け間違いが発生しております。
お問い合わせの際は, 電話番号をよくお確かめのうえ,
お掛け間違いのないようお願い申し上げます。